

## 2026年度 真鶴町国民健康保険レセプト内容点検業務委託仕様書

### 1 業務の目的

国民健康保険の診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)の請求内容等について、専門業者による効果的な点検を実施することにより、医療費の適正化を図ることを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結日から2027年3月31日まで

### 3 履行場所

再審査申出登録に係る履行場所は、真鶴町保険福祉課内(庁舎1階)とし、点検業務に係る履行場所は、受託者が用意する。

### 4 点検対象

(1)2026年3月審査分から2027年2月審査分までのレセプトを点検対象とする。

(2)レセプトの種別は、医科、DPC、歯科、調剤及び訪問看護に係る電子レセプトデータ及び柔整の紙レセプトデータとする。

### 5 点検件数(予定)

レセプトデータ 年間 59,880件

(うち、紙レセプトデータ 500件)

※件数は国保連合会一次点検2024年4月審査分～2025年3月審査分の12か月間の実績であり、多少の増減が見込まれる。

紙レセプトの点検項目は以下に示す「8. レセプト点検の実施方法」と同様とする。

### 6 作業日程

データの引渡し：毎月10日頃

再審査申出登録：原則月の最終営業日の2営業日前

上記日程は暫定的なものとし、連合会のスケジュールに合わせ、発注者と受注者との間で協議の上定める。

### 7 データの受渡し

(1)受託者は、レセプトデータ引渡しのため、レセプト公開日以降、委託者から電子レセプトデータ及び柔整の紙レセプトデータを受け取る。

(2)電子データを格納する媒体はCD-R又はUSBメモリとし、データ提供元よ

りパスワードが設定された状態で保護を行う。

- (3) 本業務に使用する媒体の搬送は、施錠可能な強固なケース等を用いて、受託者が直接行うこと。ただし、セキュリティを確保した民間の輸送サービスを利用することも可能とする。
- (4) 電子レセプトデータについては、パスワードを設定する等の方法により、個人情報情報の漏えいが生じないように十分な対策を施すこと。また、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わないこと。また、紙レセプトデータについては、施錠したうえで保管すること。

## 8 レセプト点検の実施方法

- (1) 受託者は、委託者が引き渡すレセプトデータについて、診療報酬点数表、薬価基準、厚生労働省通知等に基づき、コンピュータによる自動点検及び目視点検（単月点検・横覧点検・突合点検・縦覧点検）を実施し、疑義のあるレセプトを抽出すること。（柔整の紙レセプトデータは書面による点検とする。）

種類	点検内容
① 単月点検 30,000件/年 (想定件数)	ア 診療報酬の算定内容誤り イ 傷病名と診療の内容との不一致 ウ 投薬・検査に対する病名漏れ エ 薬剤に係る用法、用量から見た過剰投与 オ 同一薬効製剤の併用投与 カ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの
② 横覧点検 9,960件/年 (想定件数)	ア 退院後の医学管理料の算定について(同一医療機関) イ 検査・画像診断等2回目以降の算定について(同一医療機関) ウ 入院、外来での同一検査の実施について(同一医療機関) エ 各種指導料及び管理料の複数算定について(複数医療機関) オ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの
③ 突合点検 9,960件/年 (想定件数)	ア 投薬に対する病名漏れ イ 投薬日数に制限のある薬剤 ウ 薬剤に係る用法、用量から見た過剰投与 エ 同一薬効製剤の併用投与 オ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの
④ 縦覧点検 9,960件/年 (想定件数)	ア 各種指導料及び管理料の算定回数の妥当性 イ 投薬日数に制限のある薬剤 ウ 長期に及ぶ投薬の妥当性 エ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

- (2) 目視点検業務を行う従事者については、過半数が医療事務の資格を有する者又

は3年以上のレセプト内容点検の経験がある者であること。

- (3)縦覧点検については、電子レセプトデータは申出月から直近の過去7か月分、柔整の紙レセプトデータは申出月から直近の過去3か月分を対象とし、件数の計上については、前月までに点検済のレセプトは縦覧点検の点検件数には計上しないが、再審査申出を行う場合は再審査申出の件数として計上する。紙レセプトについては縦覧点検に必要な期間については受託者で保管すること。

## 9 再審査申出情報の登録

- (1)受託者は、再審査申出に係る点検結果のデータについて委託者の執務室(真鶴町役場1階保険福祉課)内に設置する国保総合システム端末(1台)を用いて、委託者が指定する期間(最大7日間)に再審査申出登録を実施する。
- (2)受託者は、再審査申出を行うにあたり、委託者から申出件数の上限を設定された場合は、上限を超えない範囲で再審査申出を実施すること。

## 10 点検結果の報告

受託者は毎月の点検結果について、以下の報告を行うこと。

- (1)毎月の点検後、レセプト点検結果報告書を作成し、申出月の翌月5日までに委託者へ報告すること。また、報告する期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とします。なお、3月申出分については3月31日までに行うこと。
- (2)委託者から提供される再審査申出結果に基づき、再審査申出結果報告書により毎月報告をすること。
- (3)前2項の報告書の様式については、委託者と受託者との協議の上決定し受託者が作成すること。
- (4)受託者は、点検による効果、傾向、改善点等について、定期的に資料を作成し、委託者に報告すること。

## 11 個人情報保護・情報セキュリティ要件

- (1)受託者は、プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証を取得していること。また、受託者は、最新の状態を保持するものとし、更新する場合は登録証の写しを委託者に提出すること。
- (2)この業務で使用するデータ及び印刷物の個人情報が外部に漏れることのないよう、その運搬及び保管に関しては十分注意すること。

## 12 その他

- (1)点検に使用する柔整の紙レセプトデータについては支給申請書の写しとする。
- (2)作業に必要な事務用品、参考図書等の物品は、受託者が用意すること。
- (3)受託者は、受託業務について、必要な知識、経験、技能を有するものを業務責任者として選任すること。
- (4)受託者は、委託者から求めがあった場合は、点検方法や管理体制等についての説明を行うこと。
- (5)不測のトラブル発生に際しては、社内のバックアップ体制が整っており、迅速な対応ができること。
- (6)仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議の上決定するものとする。